

様式第1号（第4条関係）

桶川市本人通知制度登録申込書

年 月 日

桶川市長

申込者 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

〔申込者の区分 1 本人 2 法定代理人 3 代理人〕

桶川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する人	氏 名	フリガナ		
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	住 所	〒 ー		
	本 籍		筆頭者	
	連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先		

代理人等が申込みをする場合は、次の欄にも記入してください。

代理人	区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 代理人
	氏 名	フリガナ
	住 所	
	連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 申込者が本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2) 法定代理人による申込みの場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) 代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状）

※次の欄は、記入しないでください。

受付	住記	戸籍	名簿	申込者資格	本人等確認書類	備考
				<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

桶川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、この申込みにより登録をした者（以下「登録者」という。）に係る戸籍の表示が記載された住民票（除住民票を含む。）の写し、記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除籍に記録されている全部事項又は一部事項証明書、除籍の謄本又は抄本及び記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した事実を通知するものです。

(注) 本人等とは…（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）自己又は自己の配偶者、直系尊属若しくは直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に桶川市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 第三者への住民票の写し等を交付した内容については、桶川市個人情報保護条例の規定に基づき、本人より開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、桶川市個人情報保護条例の規定の範囲内での情報が開示されます。
- 4 登録を希望する人（以下「申込者」という。）が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 5 登録の申込は、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）によりすることができます。
- 6 郵便等により登録の申込みをするときは、この申込書に必要事項を記入の上、申込者本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で官公署発行の本人の写りが貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状）を同封してください。
- 7 転出又は転居により登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 8 登録期限は無期限です。ただし、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除された場合は、登録を廃止します。